

大仙市告示 第 1 7 7 号

大仙農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案及び変更理由書を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和 8 年 8 月 8 日（縦覧の満了日）の翌日から起算して 1 5 日以内にこれを申し出ることができる。

異議の申し立ては、住所、氏名を明記した書面により提出するものとし、市は提出された意見書の処理結果について縦覧期間満了後 6 0 日以内に裁決しこれを公告するものとする。

令和 8 年 7 月 9 日

大仙市長 老松 博行



1 . 縦覧期間

自 令和 8 年 7 月 9 日
至 令和 8 年 8 月 8 日

2 . 縦覧場所及び意見書の提出先

大仙市役所農林部農業振興課
及び各支所農林建設課